

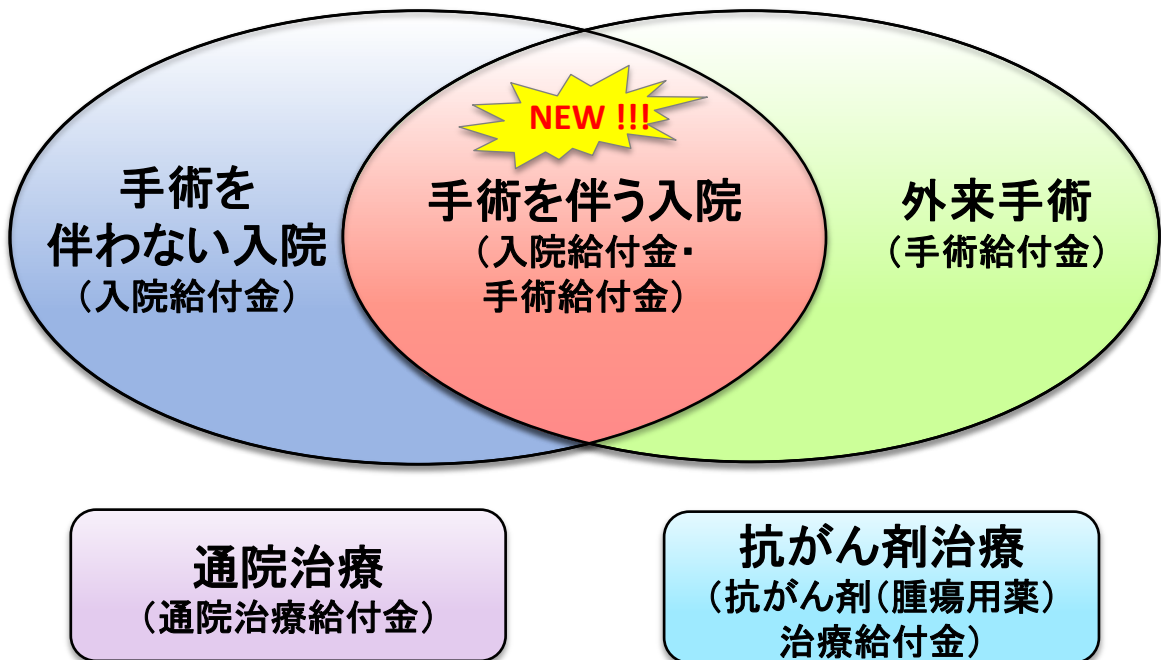
給付金請求のお手続きがさらに便利になりました！

メディケア生命保険株式会社(本社:東京都江東区、取締役社長:高尾 延治)は、これまで入院給付金(手術を伴わない入院)、手術給付金(外来手術)、通院治療給付金、抗がん剤(腫瘍用薬)治療給付金について、お客さまの診断書取得や費用等のご負担を軽減するため、一定の条件のもと診断書ご提出の省略が可能な簡易取扱い制度を実施してまいりました。

平成29年10月23日より、さらなるお客さまサービスの向上を図るため、診断書ご提出の省略条件を緩和し、入院中に手術を受けている場合も対象といたしました。

メディケア生命の簡易取扱い制度について

一定の条件のもと、診断書に代えて、お客さまご自身にご記入いただく「状況報告書」と、「領収証の写し」または「診療明細書の写し」等でお手続きいたします。



お取扱いの可否や必要書類等の詳細につきましては、下記メディケア生命コールセンターにお問い合わせください。

今後も、多様化するお客さまのニーズを的確にとらえ、常にシンプルさとわかりやすさを意識しながら、お客さまに選んでいただける保険商品やサービスの開発に取り組んでまいります。